

証券保管振替システムの利用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、株券等に関する業務規程第 113 条の規定に基づき、参加者が、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が行う保管振替業に係る参加者の業務の処理に、機構の証券保管振替システム(以下「機構システム」という。)を利用することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において参加者(質権者を含む。以下同じ。)の機構システムの利用とは、株券等に関する業務規程及び株券等に関する業務規程施行規則の規定に基づき参加者が行う業務の処理における次の各号に掲げる方法による機構との間のデータ授受をいう。

- (1) 参加者の事務所又は機構が認めた場所に参加者が設置する機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置(以下「統合Web端末」という。)からの入出力
- (2) 参加者のコンピュータ・システム(以下「参加者システム」という。)によるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であってこの規定に定めるところによるもの(以下「ファイル伝送」という。)
- (3) ファイル伝送以外の参加者システムによるデータ授受の方法であってこの規則に定めるところによるもの(以下「CPU直結」という。)
- (4) 参加者によるこの規則に定めるところにより作成する磁気テープの機構への提出
- (5) 参加者によるこの規則に定めるところにより作成するフロッピーディスクの機構への提出
- (6) 参加者によるこの規則に定めるところにより作成する伝票(機構システムにより処理するものに限る。以下単に「伝票」という。)の機構への提出

(統合Web端末)

第3条 参加者は、業務の処理を統合Web端末からの入出力により行う場合は、所定の届出書を機構に提出するものとする。この場合において、当該統合Web端末が、参加者が業務の処理を委託している計算会社又は他の参加者(以下「計算会社等」という。)の端末であるときは、当該届出書にその旨を記載するものとする。

- 2 統合Web端末と機構システムとを接続する回線設備の開設は、前項の届出書の記載に基づいて、参加者が行うものとする。
- 3 第1項後段の場合において、発生した事故等については、それぞれの間で解決するものとする。

(統合Web端末による計算会社等とのデータ授受)

第4条 参加者が利用する統合Web端末が計算会社等の統合Web端末である場合には、当該

計算会社等の統合Web端末と機構システム部との間で授受したデータは、当該計算会社等に業務を委託した参加者の統合Web端末と機構システムとの間で授受したものとして取り扱う。

(統合Web端末の運用等)

- 第5条 参加者は、機構が定める接続仕様書及び操作要領等の定めに従い、善良な管理者の注意をもって統合Web端末による事務の処理及び統合Web端末の取扱いを行うものとする。
- 2 統合Web端末の接続仕様に、やむをえない理由により変更の必要が生じ、機構からその旨の申入れがあったときは、参加者は、機構の指示にしたがってこれに対応するものとする。
 - 3 参加者は、統合Web端末に障害が生じた場合は、速やかに機構に連絡するものとする。

(統合Web端末に係る費用負担)

第6条 「株券等に関する手数料及びその料率」に定める手数料のほか、統合Web端末の使用に係る端末料(統合Web端末の設置及び保守に係る費用をいう。)、電力料及び消耗品等の費用並びに統合Web端末と機構システムとを接続する回線設備に係る費用(回線使用料及び敷設工事負担金等をいう。以下同じ。)は、参加者の負担とする。

(回線接続)

- 第7条 参加者は、参加者システムと機構システムとの間につき、ファイル伝送又はCPU直結(以下「ファイル伝送等」という。)に係る通信回線の接続(以下「回線接続」という。)をする場合は、所定の届出書を機構に提出するものとする。この場合において、回線接続する参加者システムが、計算会社等のシステムであるときは、当該届出書にその旨を記載するものとする。
- 2 回線接続に係る回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、参加者が行うものとする。

(回線接続による計算会社等とのデータ授受)

第8条 回線接続する参加者システムが計算会社等のシステムである場合には、当該回線接続を介したファイル伝送等により計算会社等のシステムと機構システムとの間で授受したデータは、当該計算会社等に業務を委託した参加者の参加者システムと機構システムとの間で授受したものとして取り扱う。

(回線接続の運用等)

- 第9条 参加者は、回線接続及びファイル伝送等による事務の処理につき、機構が定める接続仕様書及び運用要領の定めに従い行うものとし、これらに関する事務を、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。
- 2 回線接続の接続仕様に、やむをえない理由により変更の必要が生じ、機構からその旨の申入れがあったときは、参加者は、機構の指示に従ってこれに対応するものとする。
 - 3 参加者は、ファイル伝送等による事務の処理につき、機構と取決めを行い、その内容を記載した届出書を機構に提出するものとする。

- 4 第5条第3項の規定は、回線接続に障害が発生した場合(ファイル伝送等によるデータ授受ができない状態になった場合で、その原因が明らかでない場合を含む。)について準用する。

(回線接続に係る費用負担)

第10条 回線接続のための回線設備に係る費用は、参加者の負担とする。

(磁気による記録媒体の作成等)

第11条 第2条第4号に掲げる磁気テープ及び同条第5号に掲げるフロッピーディスク(以下「磁気による記録媒体」という。)の作成は、機構が定める接続仕様書によるものとする。

- 2 前項に規定する磁気による記録媒体の作成及びその機構への提出を計算会社等に委託する参加者は、所定の届出書を機構に提出するものとする。
- 3 前項の場合において、磁気による記録媒体の作成及び提出についての責任は、当該参加者が負うものとする。

(伝票の作成)

第12条 第2条第6号に掲げる伝票の作成は、機構が定める接続仕様書によるものとする。

- 2 参加者は、前項の伝票(参加者が株券に添付して提出する単純預託書及び振替預託書を含む。)が機構においてOCR(光学式文字読取装置)により入力されるものである場合には、機構が指定したOCR伝票を使用するものとする。
- 3 前項のOCR伝票に記載する当該参加者名、相手方参加者名及び株券の銘柄名については、正式名称又は証券取引所が定める略称が英文字である場合を除き、漢字又は仮名文字を使用するものとする。

(磁気による記録媒体等の調達)

第13条 参加者が機構に提出する磁気による記録媒体及び伝票、OCR伝票(フロッピーディスクを含む。)は、参加者が調達するものとする。

(各種テストへの協力)

第14条 参加者は、機構からあらかじめ通知して、統合Web端末と機構システムとの間又は回線接続を介した参加者システムと機構システムとの間の連動確認テストへの参加を求められた場合には、異議なくこれに協力するものとする。これらのテスト以外に機構から各種のテストへの参加を求められた場合についても、同様とする。

- 2 前項の連動確認テスト及び各種のテストに要する費用のうち参加者側の費用は、当該参加者の負担とする。

(遵守義務)

第15条 参加者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、機構システムの利用によって知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 参加者は、機構の承認を得ないで、機構システムの仕様を第三者に開示し又は自己の業務に利用してはならない。
- 3 第3条第1項後段の規定により業務の処理に係る入出力を行う統合Web端末が計算会社等の統合Web端末である参加者、第7条第1項後段の規定により回線接続する参加者システムが計算会社等のシステムである参加者並びに第11条第2項の規定により磁気による記録媒体の作成及び提出を計算会社等に委託する参加者は、当該計算会社等に前2項の規定を遵守させるものとする。
- 4 参加者は、この規則に基づき機構に提出した届出書の内容に変更が生じることとなったときは、あらかじめ機構に届け出るものとする。

附 則

- 1 この規則は、機構が財団法人証券保管振替機構(以下「財団」という。)から保管振替業の譲渡を受けた日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 財団が定める証券保管振替システムの利用に関する規則(以下「財団規則」という。)に基づき、機構が参加者との間に締結した契約は、施行日以後においては、この規則に基づく契約とみなす。
- 3 財団規則に基づき機構が定めた機構システムの接続仕様書、操作要領、運用要領、保守要領等は、施行日以後においては、この規則に基づく機構システムの接続仕様書、操作要領、運用要領、保守要領等とみなす。
- 4 財団規則に基づき参加者が施行日前に財団に対して行った書類の提出は、施行日以後においては、この規則に基づく書類の提出とみなす。

附 則

この改正規定は、平成16年5月6日から施行する。

附 則

この改正規定は、日本証券業協会が証券取引法(昭和23年法律第25号)第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。